

#	団体登録制度名	団体登録要件	優先団体登録時に必要となる書類	優先団体登録のメリット	施設利用時のメリット	問い合わせ先
1	防災学習センター団体	以下のいずれかに該当する防災に係る活動を行う団体 (1) 練馬区災害対策条例施行規則第2条第1項に規定する区民防災組織 (2) 練馬区内に本部を有する消防組織法第9条第3号の消防団またはその分団等 (3) 防災活動のために組織された、または防災活動のための組織を設立しようとする10人以上の団体で、練馬区内の在住者、在勤者、在学者の合計が構成員の半数以上を占めるもの (4) 防災活動の目的で研修室を利用する10人以上の団体で、練馬区内の在住者、在勤者、在学者の合計が構成員の半数以上を占めるもの (5) 防災活動の目的で研修室を利用する練馬区内の事務所または事業所で、利用人数が10人以上のもの	(1)練馬区立防災学習センター団体(登録・更新)申請書 ※窓口申請時のみ (2)団体の規約および構成員名簿	防災学習センターの抽選申込を希望する場合、利用予定日の属する月の3か月前の月の初日から抽選申込みに参加できる。	防災学習センターを防災活動の目的で使用する場合、使用料が免除または減額となる。	防災学習センター 03-5997-6471
2	男女共同参画センター登録団体	(1)男女共同参画センターの設置目的実現のために寄与する団体であること。 (2)練馬区が行う男女共同参画に関する事業等に協力できること。 (3)団体の構成員が10名以上であること。 (4)団体の構成員の半数以上が区内に在住、在学または在勤する者であること。 (5)団体の代表者が15歳以上（中学生を除く。）であり、かつ、区内に在住している者であること。 (6)営利を目的とする事業またはそれに類する行為を行わないこと。 (7)特定の政党または宗教に係る活動をしていないこと。	(1)団体登録申請書 ※窓口申請時のみ (2)規約またはこれに準ずるもの (3)団体活動報告書 (4)団体の構成員の氏名および住所等が記載されている名簿 (5)団体の会計に関する書類	男女共同参画センターの抽選申込を希望する場合、利用予定日の属する月の3か月前の月の初日から抽選申込みに参加できる。	男女共同参画センターの使用料が減額となる。	男女共同参画センターエー 03-3996-9005
3	区民・産業プラザ（産業振興団体）	(1) 練馬区の区域内(以下「区内」という。)に住所を有すること (同業種もしくは異業種の事業者または団体が、構成員相互の事業の発展を目的として組織し、活動する団体については、当該団体の構成員の半数以上が区内に住所を有すること。) (2) 同業種もしくは異業種の事業者または団体が、構成員相互の事業の発展を目的として組織し、活動する団体については、団体を構成する事業者または団体の数が5以上であること。 (3) 区内で活動する団体であること。 (4) 特定の政党、政治団体または宗教に関する活動をしていない団体であること。	(1)団体登録申請書 ※窓口申請時のみ (2)規約またはこれに準ずるもの (3)活動内容報告書 (4)会員名簿(法人を除く。)	区民・産業プラザの研修室1～5（全面）の抽選を希望する場合、利用予定日の属する月の6か月前の月の初日から抽選申込みに参加できる。	区民・産業プラザの研修室の使用料が減額となる。	区民・産業プラザ 03-3992-5335

#	団体登録制度名	団体登録要件	優先団体登録時に必要となる書類	優先団体登録のメリット	施設利用時のメリット	問い合わせ先
4	区民・産業プラザ（区内事業者）	(1) 区内に事務所または事業所を有する法人その他の団体および個人であること。 (2) 特定の政党または宗教に係わる活動をしていないこと。	事業者名と区内活動拠点の所在地を確認できる書類等の写し	区民・産業プラザの研修室1～5（全面）の抽選を希望する場合、利用予定日の属する月の6か月前の月の初日から抽選申込みに参加できる。	なし	区民・産業プラザ 03-3992-5335
5	石神井公園区民交流センター消費者団体	(1) 消費者問題や消費生活に関する問題への取り組みを主な目的として、継続して自主的に活動していること。 (2) 練馬区が行う消費生活に関する事業等に協力できること。 (3) 団体の構成員の半数以上が、練馬区内に在住、在勤または在学していること。 (4) 営利を目的としていないこと。 (5) 特定の政党または宗教に係わる活動をしていないこと。	(1) 団体登録申請書 ※窓口申請時のみ (2) 規約またはこれに準ずるもの (3) 活動内容報告書 (4) 会員名簿	石神井公園区民交流センターの研修室、テスト室（会議利用の場合を含む）、調理実習室の利用を希望する場合、利用予定日の属する月の4か月前の月の初日から予約申込ができる。	石神井公園区民交流センターの使用料が減額となる。	石神井公園区民交流センター 03-5910-3451
6	石神井公園区民交流センター優先団体	(1) 区内で文化活動と相互交流を促進する活動を行っていること。 (2) 団体の構成員の半数以上が、区内に在住、在勤または在学していること。 (3) 営利を目的としていないこと。 (4) 特定の政党または宗教に係わる活動をしていないこと。	会員名簿	石神井公園区民交流センターの対象の部屋ごとに、下記の抽選申込に参加できる。 (1) 利用予定日の属する月の6か月前の月の初日からの抽選申込 ・大会議室（全面） ・展示室兼集会室 (2) 利用予定日の属する月の3か月前の月の初日からの抽選申込 ・その他すべての室場	なし	石神井公園区民交流センター 03-5910-3451

#	団体登録制度名	団体登録要件	優先団体登録時に必要となる書類	優先団体登録のメリット	施設利用時のメリット	問い合わせ先
7	(サンライフ練馬) 東京中高年齢労働者福祉センター優先団体	(1) 区内で文化・教養および福祉の向上を図る活動を行っていること。 (2) 団体の構成員の半数以上が、区内に 在住、在勤または在学していること。 (3) 営利を目的としていないこと。 (4) 特定の政党または宗教に係わる活動をしていないこと。	会員名簿	東京中高年齢労働者福祉センターの抽選申込を希望する場合、利用予定日の属する月の3か月前の月の初日から抽選申込みに参加できる。	なし	東京中高年齢労働者福祉センター (サンライフ練馬) 03-3990-0185
8	勤労福祉会館優先団体	(1) 区内で文化・教養および福祉の向上を図る活動を行っていること。 (2) 団体の構成員の半数以上が、区内に 在住、在勤または在学していること。 (3) 営利を目的としていないこと。 (4) 特定の政党または宗教に係わる活動をしていないこと。	会員名簿	勤労福祉会館の抽選申込を希望する場合、利用予定日の属する月の3か月前の月の初日から抽選申込みに参加できる。	なし	勤労福祉会館 03-3923-5511
9	文化交流ひろば(多文化共生) 団体	(1) 団体の構成員が5人以上であること。 (2) 団体の構成員の半数以上が区内に在住、在勤または在学する者であること。 (3) 団体の代表者が15歳以上(中学生を除く。)であり、かつ、区内に在住、在勤または在学する者であること。 (4) 特定の政党、政治団体または宗教に関する活動をしていない団体であること。 (5) 営利を目的とする事業またはそれに類する行為を行わない団体であること(講師が授業料・月謝を得て行う教室形式等の活動を含む。) (6) 多様な文化を尊重した区民の地域活動の推進および区民相互の交流に寄与する団体であること。	(1) 練馬区立文化交流ひろば(多文化共生) 団体登録申請書 ※窓口申請時のみ (2) 規約またはこれに準ずるもの (3) 活動実績報告書 (4) 団体の構成員の氏名および住所が記載された名簿(在勤・在学者は勤務地または学校の所在地も含めて記載したもの) (5) 団体の会計に関する書類	文化交流ひろばの交流室1・2、実習室の抽選申込を希望する場合、利用予定日の属する月の3か月前の月の初日から抽選申込みに参加できる。	文化交流ひろばの交流室1・2、実習室について、使用料が減額となる。	地域振興課事業推進係 03-5984-1523

#	団体登録制度名	団体登録要件	優先団体登録時に必要となる書類	優先団体登録のメリット	施設利用時のメリット	問い合わせ先
10	文化交流ひろば（文化芸術）団体	<p>(1) 構成員の半数以上の者が小学生以上30歳以下であり、かつ、構成員の半数以上が区内に在住、在勤または在学する者で構成された5人以上の団体であること。</p> <p>(2) 団体の代表者が15歳以上（中学生を除く。）であり、かつ、区内に在住、在勤または在学する者であること。</p> <p>(3) 特定の政党、政治団体または宗教に関する活動をしていない団体であること。</p> <p>(4) 営利を目的とする事業またはそれに類する行為を行わない団体であること（講師が授業料・月謝を得て行う教室形式等の活動を含む。）。</p> <p>(5) 乳幼児、小学生および中学生が構成員の半数以上の団体の場合は、活動責任者となる保護者、指導者、代表者等が名簿に記載されていること。</p> <p>(6) 文化芸術または伝統文化に係る活動をする団体であること。</p>	<p>(1) 練馬区立文化交流ひろば（文化芸術）団体登録申請書 ※窓口申請時のみ</p> <p>(2) 規約またはこれに準ずるもの</p> <p>(3) 団体の構成員の氏名、年齢および住所が記載された名簿（在勤・在学者は勤務地または学校の所在地も含めて記載したもの）</p>	文化交流ひろばの音楽練習室1、演劇練習室1・2の抽選申込を希望する場合、利用予定日の属する月の3か月前の月の初日から抽選申込みに参加できる。	文化交流ひろばの音楽練習室1、演劇練習室1・2について、使用料が減額となる。	地域振興課事業推進係 03-5984-1523
11	文化交流ひろば音楽練習室2登録団体	<p>(1) 文化交流ひろばが実施する音楽練習室2利用者講習会を受講し、利用者登録を受けること。</p> <p>※利用者講習会は、練馬区内に在住・在学・在勤の15歳以上（中学生を除く。）の方のみ受講できます。</p> <p>※利用者講習会の開催日時については、以下のURLをご参照ください。</p> <p>https://www.city.nerima.tokyo.jp/shisetsu/bunka/kuminhall/bunkakouryu/onren2_koshu.html</p>	<p>【新たに登録する方】</p> <p>練馬区立文化交流ひろば音楽練習室2利用者登録申請書 ※音楽練習室2利用者講習会を受講した方にお渡します。</p> <p>【既に利用者講習会を受講した方】</p> <p>公共施設予約システム登録カード（音楽練習室2専用）の写しまたは文化交流ひろば音楽練習室2利用者登録証の写し</p>	文化交流ひろばの音楽練習室2を利用することができます。	<p>特定の要件を満たせば、文化交流ひろばの音楽練習室2について、使用料が減免または減額となる。</p> <p>※要件にかかる詳細は、以下のURLの「文化交流ひろば（音楽練習室2）登録要件・申請書類一覧」をご参照ください。</p> <p>https://www.city.nerima.tokyo.jp/shisetsu/shisetsu_yoyaku/shogaiyakushu/bunka/bunkakouryu.html</p>	地域振興課事業推進係 03-5984-1523
12	地域交流ひろば団体	<p>(1) 区長が別に作成する練馬区町会・自治会名簿に登録されている団体</p> <p>(2) 区長が別に作成する練馬区商店会名簿に登録されている団体</p>	<p>(1) 練馬区施設予約システム 利用者登録（更新）申請書 ※窓口申請時のみ</p> <p>(2) 規約またはこれに準ずるもの</p> <p>(3) 会員名簿</p>	地域交流ひろばの多目的広場東・西の抽選申込を希望する場合、利用予定日の属する月の3か月前の月の初日から抽選申込みに参加できる。	地域交流ひろばの多目的広場東・西について、使用料が免除となる。	地域交流ひろば 03-3922-6121

#	団体登録制度名	団体登録要件	優先団体登録時に必要となる書類	優先団体登録のメリット	施設利用時のメリット	問い合わせ先
13	石神井公園ふるさと文化館登録団体	<p>(1) 次に掲げるAまたはBのいずれかに該当している団体であること。 A 練馬区の伝統文化に係る文化活動を、継続的かつ計画的に行っている団体。 B 練馬区の観光に寄与する活動を、継続的かつ計画的に行っている団体。 (2) 団体の構成員が、10人以上であること。 (3) 団体構成員の過半数が、練馬区内に居住、勤務または通学していること。 (4) 営利を目的としない団体であること。 (5) 特定の政党または宗教に係わる活動をしていない団体であること。 (6) 団体の代表者が15歳以上であること。 (7) 幼児、小学生および中学生が構成員の7割を超える団体の場合は、活動責任者となる保護者が名簿に記載されていること。"</p>	<p>(1)練馬区立石神井ふるさと文化館団体登録申請書 ※窓口申請時のみ (2)活動実績報告書 (3)会員名簿 (4)規則（会則） (5)団体の会計に関する書類 (6)練馬区生涯学習団体届出証（写） * (6)は生涯学習団体のみ（生涯学習団体の場合は(4)、(5)は不要） (7)代表者あて団体登録証送付用封筒（110円切手貼付）* 窓口申請時のみ * 各様式はこちらから https://www.neribun.or.jp/rental/index.html</p>	<p>(1)石神井公園ふるさと文化館の「企画展示室、ギャラリー、展示用ボックス」は、利用予定月の6か月前の月の初日から申込できる。 (2)石神井公園ふるさと文化館の(1)以外の部屋の抽選申込を希望する場合、利用予定日の属する月の3か月前の月の初日から抽選申込みに参加できる。</p>	<p>石神井公園ふるさと文化館の使用料および備付器具使用料が減額となる。</p>	<p>石神井公園ふるさと文化館 03-3996-4060</p>
14	向山庭園団体	<p>(1) 団体の構成員が5人以上で、そのうちの半数以上が区内に在住、在学または在勤の者であること。 (2) 団体の代表者が15歳以上（中学生を除く。）であり、かつ、区内に在住、在学または在勤する者であること。 (3) 特定の政党、政治団体または宗教に関する活動をしていない団体であること。 (4) 営利を目的とする事業またはそれに類する行為を行う団体でないこと（講師が授業料・月謝を得て行う教室形式等の活動を含む。）。</p>	<p>(1)練馬区立向山庭園団体登録申請書 ※窓口申請時のみ (2)構成員名簿 (3)団体の目的が記載された書類 ※オンライン申請時のみ</p>	<p>向山庭園の抽選申込を希望する場合、利用予定日の属する月の3か月前の月の初日から抽選申込みに参加できる。</p>	<p>特になし</p>	<p>向山庭園 03-3926-7810</p>
15	生涯学習センター団体	<p>(1) 団体の構成員が10人以上で、そのうちの半数以上が区内に在住、在学または在勤の者であること。 (2) 団体の代表者が15歳以上（中学生を除く。）であり、かつ、区内に在住、在学または在勤する者であること。 (3) 特定の政党、政治団体または宗教に関する活動をしていない団体であること。 (4) 営利を目的とする事業またはそれに類する行為を行う団体でないこと（講師が授業料・月謝を得て行う教室形式等の活動を含む。）。 (5) 生涯学習に係る活動をする団体であること。</p>	<p>(1)練馬区立生涯学習センター団体登録申請書 ※窓口申請時のみ (2)構成員名簿 (3)団体の目的、入会費・会費および講師氏名が記載された書類 ※オンライン申請時のみ</p>	<p>生涯学習センターおよび生涯学習センター分館の抽選申込を希望する場合、利用予定日の属する月の3か月前の月の初日から抽選申込みに参加できる。</p>	<p>特になし</p>	<p>生涯学習センター 03-3991-1667</p>

#	団体登録制度名	団体登録要件	優先団体登録時に必要となる書類	優先団体登録のメリット	施設利用時のメリット	問い合わせ先
16	厚生文化会館地域団体	<ul style="list-style-type: none"> (1) 団体の構成員が5名以上で、かつ、構成員の半数以上が地域(厚生文化会館を中心に概ね700m以内の圏内)に居住し、勤務し、または通学していること。 (2) 団体の代表者が、区内に居住し、勤務し、または通学していること。 (3) 団体の運営や構成に係る規約などを有すること。 (4) 地域活動または文化活動に係る活動を目的としていること。 (5) 会費等の名目で、団体の維持運営に必要な額以上の金額を徴収していないこと。 (6) 条例第8条各号のいずれにも該当しないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> (1)練馬区立厚生文化会館団体登録申請書 ※窓口申請時のみ (2)規約等 (3)構成員名簿および役員名簿 (4)住所が確認できるもの (5)会費等を徴収している団体は、決算書。ただし、第1期の会計年度が終了していない場合は予算書 	厚生文化会館の抽選申込を希望する場合、利用予定日の属する月の3か月前の月の初日から抽選申込みに参加できる。	厚生文化会館の使用料および備付器具使用料が、減額となる。	厚生文化会館 03-3991-3080
17	厚生文化会館優先団体	<ul style="list-style-type: none"> (1) 団体の代表者が、区内に在住、在学もしくは在勤していること。 (2) 練馬区内で、文化活動に係る活動を目的としていること。 (3) 条例第8条各号のいずれにも該当しないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> (1)練馬区立厚生文化会館団体登録申請書 ※窓口申請時のみ (2)構成員名簿 (3)住所が確認できるもの 	厚生文化会館の抽選申込を希望する場合、利用予定日の属する月の3か月前の月の初日から抽選申込みに参加できる。	特になし	厚生文化会館 03-3991-3080
18	心身障害者福祉集会所登録団体	<ul style="list-style-type: none"> (1) 練馬区に住所を有する心身障害者とその家族 (2) 心身障害者の福祉の向上を目的とする団体であって、練馬区に住所を有する心身障害者とその家族を主たる構成員とする団体 	<ul style="list-style-type: none"> (1)心身障害者福祉集会所団体登録申請書 ※窓口申請時のみ (2)団体規約 (3)構成員名簿 	光が丘区民センター（心身障害者福祉集会所）の抽選申込を希望する場合、利用予定日の属する月の3か月前の月の初日から抽選申込みに参加できる。	光が丘区民センター（心身障害者福祉集会所）の使用料が無料となる。	心身障害者福祉集会所 団体活動室 03-5997-9700

#	団体登録制度名	団体登録要件	優先団体登録時に必要となる書類	優先団体登録のメリット	施設利用時のメリット	問い合わせ先
19	中村橋福祉ケアセンター利用登録団体	<p>(1) 練馬区に住所を有する障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする団体で、次の要件を満たすもの</p> <p>ア 区内に住所を有するもの、区内に存する事務所もしくは事業所に勤務する者または区内に存する学校に在学する者が団体の代表者であること。</p> <p>イ 営利を目的としない団体であること。</p> <p>ウ 施設の管理運営に支障がないと認められる団体であること。</p> <p>(2) ほか、区長が必要と認めたもの</p>	<p>(1) 中村橋福祉ケアセンター利用団体登録カード ※窓口申請時のみ</p> <p>(2) 規約</p> <p>(3) 構成員名簿</p>	<p>中村橋福祉ケアセンター（心身障害者福祉センター）活動室の抽選申込を希望する場合、利用予定日の属する月の3か月前の月の初日からの抽選申込みに参加できる。</p>	<p>中村橋福祉ケアセンター（心身障害者福祉センター）活動室の使用料が免除になる。</p>	<p>中村橋福祉ケアセンター 03-5984-1496</p>
20	こども発達支援センター利用登録団体（障害児等の団体）	<p>(1) 障害児およびその家族を主たる構成員とする団体 構成員が10名以上で、練馬区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する障害児およびその家族が構成員の半数以上を占めていること。</p> <p>(2) 障害児の福祉の増進を図ることを目的とする団体 構成員が10名以上で、区内に住所を有する者が構成員の半数以上を占めていること。</p>	<p>(1) 団体登録申請書 ※窓口申請時のみ</p> <p>(2) 団体の規約</p> <p>(3) 会員名簿</p>	<p>こども発達支援センターの運動場または多目的室の抽選申込を希望する場合、利用予定日の属する月の3か月前の月の初日から抽選申込みに参加できる。 ※運動場の3か月前抽選の申込を希望する場合は、こども発達支援センターへ直接申込み。</p>	<p>こども発達支援センターの各施設および備付器具の使用料が免除となる。</p>	<p>こども発達支援センター 03-3975-6251</p>
21	南大泉青少年館音楽練習室利用団体	<p>(1) 事前に青少年館が行う利用講習会を受講すること</p> <p>(2) 構成員の半数以上が区内在住、在勤または在学していること。ただし、代表者は15歳以上(中学生を除く)の者とする。</p>	<p>(1) 音楽練習室利用登録申請書 ※利用講習会で記入</p> <p>(2) 代表者の本人確認書類 ※利用講習会で確認</p>	<p>南大泉青少年館（音楽練習室）を利用できる。</p>	<p>南大泉青少年館（音楽練習室）を利用できる。</p>	<p>南大泉青少年館 03-3924-3500</p>

#	団体登録制度名	団体登録要件	優先団体登録時に必要となる書類	優先団体登録のメリット	施設利用時のメリット	問い合わせ先
22	青少年団体	<p>(1)生涯学習を目的とした5名以上の団体 (2)構成員の半数以上が小学生以上30歳以下 (3)構成員の半数以上が区内在住、在勤または在学していること (4)代表者が15歳以上（中学生を除く）かつ区内在住、在勤、または在学</p>	<p>(1)練馬区青少年団体登録申請書 ※窓口申請時のみ (2)代表者の本人確認書類</p>	<p>春日町青少年館または南大泉青少年館の抽選申込を希望する場合、利用予定日の属する月の3か月前の月の初日から抽選申込みに参加できる。</p>	<p>春日町青少年館および南大泉青少年館の使用料が免除となる。</p>	<p>春日町青少年館 03-3998-5341</p>
23	図書館団体	<p>つぎの要件をすべて満たすこと。 (1)構成員の過半数が区内在住者であり、かつ、団体の代表者が区内在住者かつ団体の代表者が15歳以上（中学生除く。）であること。 (2)前項によらない場合、練馬区内に所在する事業所または学校であること。 (3)つぎに掲げる活動のうちいずれかを行う団体であること。 ア 館が奨励する映画界、レコードコンサート等の視聴覚行事 イ 館が奨励する読書会、研究会、鑑賞会、資料展示会等の行事 ウ 図書館サービスに関連のある活動</p>	<p>(1)練馬区立図書館会議室等利用団体登録申請書 ※窓口申請時のみ (2)代表者の本人確認書類 (3)団体活動報告書 (4)団体の構成員の氏名および住所が記載されている名簿 (5)その他練馬区教育委員会が特に必要と認めた書類</p>	<p>練馬区立図書館の会議室・視聴覚室の抽選申込を希望する場合、利用予定日の属する月の3か月前の月の初日から抽選申込みに参加できる。</p>	<p>練馬区立図書館の会議室・視聴覚室の使用料が免除となる。</p>	<p>光が丘図書館 03-5383-6500</p>
24	美術館団体	<p>(1)美術作品の創作・研究・学習活動を目的とする団体および個人であること。 (2)団体の代表者が15歳以上（中学生を除く。）であり、かつ、区内に在住、在学または在勤するものであること。 (3)特定の政党、政治団体または宗教に関する活動をしていない団体であること。 (4)営利を目的とする事業またはそれに類する行為を行う団体でないこと（講師が授業料・月謝を得て行う教室形式等の活動を含む。）。</p>	<p>(1)練馬区立美術館団体登録申請書 ※窓口申請時のみ (2)構成員名簿</p>	<p>美術館の抽選申込を希望する場合、利用予定日の属する月の2か月前の月の初日から抽選申込みに参加できる。</p>	<p>特になし</p>	<p>美術館 03-3577-1821</p>

#	団体登録制度名	団体登録要件	優先団体登録時に必要となる書類	優先団体登録のメリット	施設利用時のメリット	問い合わせ先
25	リサイクルセンター環境団体	<p>リサイクル活動を目的とする団体（環境団体）であって、つぎの要件をみたしていること。</p> <p>(1) 3人以上で構成され、2/3以上が練馬区在住・在勤・在学の者。</p> <p>(2) 団体の代表者が15歳以上（中学生を除く）であること。</p> <p>(3) つぎに掲げる活動を目的としないこと。</p> <p>ア 営利を目的とするおそれがある活動</p> <p>イ 公の秩序または善良の風俗を害するおそれがある活動</p> <p>ウ 練馬区立リサイクルセンターの管理上支障が生じるおそれがある活動</p> <p>エ その他、区長が不適当と認めた活動</p>	<p>(1)利用者登録申請書 ※窓口申請時のみ</p> <p>(2)団体構成員名簿</p> <p>(3)団体規約</p>	<p>練馬区立リサイクルセンターの抽選申込を希望する場合、利用予定日の属する月の3か月前の月の初日から抽選申込みに参加できる。</p>	<p>練馬区立リサイクルセンターの使用料が減額となる。</p>	<p>関町リサイクルセンター 03-3594-5351</p> <p>春日町リサイクルセンター 03-3926-2501</p> <p>豊玉リサイクルセンター 03-5999-3196</p> <p>大泉リサイクルセンター 03-3978-4030</p>
26	リサイクルセンター地域団体	<p>地域住民の相互交流および自主的活動を目的とする団体（地域団体）であって、つぎの要件を満たしていること。</p> <p>(1) 10人以上で構成され、7割以上が練馬区在住・在勤・在学の者。</p> <p>(2) 団体の代表者が区内に住所有し、15歳以上（中学生を除く）であること。</p> <p>(3) つぎに掲げる活動を目的としないこと。</p> <p>ア 営利を目的とするおそれがある活動</p> <p>イ 公の秩序または善良の風俗を害するおそれがある活動</p> <p>ウ 練馬区立リサイクルセンターの管理上支障が生じるおそれがある活動</p> <p>エ その他、区長が不適当と認めた活動</p>	<p>(1)利用者登録申請書 ※窓口申請時のみ</p> <p>(2)団体構成員名簿</p> <p>(3)団体規約</p>	<p>練馬区立リサイクルセンターの抽選申込を希望する場合、利用予定日の属する月の2か月前の月の初日から抽選申込みに参加できる。</p>	<p>練馬区立リサイクルセンターの使用料が減額となる。</p>	<p>関町リサイクルセンター 03-3594-5351</p> <p>春日町リサイクルセンター 03-3926-2501</p> <p>豊玉リサイクルセンター 03-5999-3196</p> <p>大泉リサイクルセンター 03-3978-4030</p>

#	団体登録制度名	団体登録要件	優先団体登録時に必要となる書類	優先団体登録のメリット	施設利用時のメリット	問い合わせ先
27	地区区民館・地域集会所登録団体	<p>(1) 団体の構成員が5名以上であること。</p> <p>(2) 構成員の半数以上が区内在住、在勤または在学者であること。</p> <p>(3) 団体の代表者が区内在住、在勤または在学者であること。</p> <p>(4) 団体の代表者が15歳以上（中学生を除く）であること。</p> <p>(5) 自主的・継続的な活動であること。</p> <p>(6) 既に届出をしている団体と同一とみなされる団体でないこと。</p> <p>(7) 構成員が、指導者として謝礼を得て開く教室形式等の活動でないこと。</p> <p>(8) 営利を目的とする事業またはそれに類する行為を行わないこと。</p> <p>(9) 特定の政治上の主義および宗教の教義を推進し、支持し、またはこれに反対することを主な目的としないこと。</p> <p>(10) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)または暴力団員の統制下にある団体でないこと。</p> <p>(11) その他区長が不適当と認める行為を行わないこと。</p>	<p>(1) 団体登録申請書 ※窓口申請時のみ</p> <p>(2) 登録団体構成員名簿</p> <p>(3) 代表者が区内在住・在勤または在学者であることを確認できる書類（運転免許証・マイナンバーカード・社員証・学生証など）</p> <p>(4) 講師・会費・入会費が記載された書類 ※オンライン申請時のみ</p>	<p>地区区民館または地域集会所の抽選申込を希望する場合、利用予定日の属する月の3か月前の月の初日から抽選申込みに参加できる。</p>	<p>地域集会所および地区区民館の使用料が減額となる。</p>	<p>地域振興課 地域施設係 03-5984-4573</p>
28	地域登録団体	<p>(1) 上記の「地域集会所施設（地区区民館・地域集会所）登録団体」の要件をすべて備えていること。</p> <p>(2) 団体の主たる活動場所が、当該の地域集会所施設であること。</p> <p>(3) 他の地域集会所施設の地域登録団体でないこと</p> <p>(4) 各地域集会所施設で規程する「地域登録団体となるための住所要件」の住所に、団体の構成員の半数以上が在住、在勤または在学をしていること。各施設の住所要件は以下のURLをご確認ください。 https://www.city.nerima.tokyo.jp/shisetsu/community/chikukumin/0717dantaitouroku.html</p>	<p>(1) 団体登録申請書 ※窓口申請時のみ</p> <p>(2) 登録団体構成員名簿</p> <p>(3) 代表者が区内在住・在勤または在学者であることを確認できる書類（運転免許証・マイナンバーカード・社員証・学生証など）</p> <p>(4) 講師・会費・入会費が記載された書類 ※オンライン申請時のみ</p>	<p>特定の地区区民館または地域集会所の抽選申込を希望する場合、利用予定日の属する月の4か月前の月の初日から抽選申込みに参加できる。</p>	<p>地域集会所および地区区民館の使用料が減額となる。</p>	<p>地域振興課 地域施設係 03-5984-4573</p>